

令和2年3月  
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和2年3月11日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第 1 号	令和2年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一 括)  予算特別委 設置・付託
第 3	議案第 2 号	令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 4	議案第 3 号	令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 4 号	令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 5 号	令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 7	議案第 6 号	令和2年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 8	議案第 7 号	令和2年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 9	議案第 8 号	令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第10	議案第 9 号	令和2年度大竹市水道事業会計予算	
第11	議案第10号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第12	議案第11号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第13	議案第13号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 の制定について	(原案可決)
第14	議案第14号	大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定に ついて	(原案可決)
第15	議案第15号	大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について	(原案可決)
第16	議案第16号	大竹市監査委員条例の一部改正について	(原案可決)
第17	議案第18号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につ いて	(原案可決)
第18	議案第19号	一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員 の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 について	(原案可決) 総務文教
第19	議案第20号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部改正について	(原案可決)
第20	議案第27号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員 の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の 廃止について	(原案可決)
第21	議案第30号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定に ついて	(原案可決)
第22	議案第32号	令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	(原案可決)
第23	議案第17号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について	(原案可決)
第24	議案第21号	大竹市手数料条例の一部改正について	(原案可決)
第25	議案第22号	大竹市漁港管理条例の一部改正について	(原案可決)

第26	議案第23号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)
第27	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	(原案可決)
第28	議案第25号	大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	(原案可決)
第29	議案第26号	大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第30	議案第28号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について	(原案可決)
第31	議案第29号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	(原案可決)
第32	議案第31号	市道路線の廃止及び認定について	(原案可決)
第33	議案第33号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	(原案可決)
第34	議案第34号	令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)	(原案可決)
第35	議案第35号	令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第36	令和元年陳情第1号	大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光(ソーラーパネル)発電所建設計画反対に関する陳情	総務文教 (不採択)
第37	議案第36号	令和元年度大竹市一般会計補正予算(第5号)	総務文教付託

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付託・継続)
- 日程第13 議案第13号から日程第22 議案第32号(報告・表決)
- 日程第23 議案第17号から日程第35 議案第35号(報告・表決)
- 日程第36 令和元年陳情第1号(報告・質疑・討論・表決)
- 日程第37 議案第36号(説明・付託)
- 追加日程第1 議案第36号(報告・表決)

### ○出席議員(15人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
4番	小中真樹雄	5番	中川智之
6番	小田上尚典	7番	賀屋幸治
8番	北地範久	9番	西村一啓
10番	和田芳弘	11番	網谷芳孝
12番	児玉朋也	13番	山崎年一
14番	日域 究	15番	寺岡公章
16番	山本孝三		

○欠席議員（1人）

3番 原田孝徳

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	太田勲男	
教	育	長	小西啓二
総務部	長	吉岡和範	
市民生活部	長	三原尚美	
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊原学	
建設部	長	山本茂広	
上下水道局	長	高津浩二	
消	防	長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中村一誠	
企画財政課	長	三上健	
産業振興課長併任農業委員会事務局長		小田健治	
自治振興課	長	外谷明洋	
環境整備課	長	西村敏信	
地域介護課	長	佐伯和規	
福祉課	長	神代亨	
保健医療課	長	松重幸恵	
監理課	長	中曾一夫	
土木課	長	古賀正則	
上下水道局業務課	長	北林繁喜	
総務学事課	長	真鍋和聰	

○出席した事務局職員

議会事務局	長	田中宏幸
議事係	長	加藤豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 平成23年3月11日の東日本大震災から、9年が経過いたしました。

改めて被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々と御遺族に対しまして、深く哀悼の意をあらわします。

また、被災地の一日も早い復興を心より願って、黙祷をささげたいと思います。御協力をお願いいたします。

○議会事務局長（田中宏幸） 黙祷。

[黙祷]

○議会事務局長（田中宏幸） 黙祷を終わります。御着席ください。

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において7番、賀屋幸治議員、8番、北地範久議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2～日程第12〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和2年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和2年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算から日程第12、議案第11号令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月10日の議事を継続いたします。

一般質問及び総括質疑を行います。

14番、日域 究議員。

[14番 日域 究議員 登壇]

○14番（日域 究） くろがねの日域と申します。よろしく願いいたします。

今回はですね、通告に従ってですけども、2つのことをお尋ねしたいと思います。

1つは、今から市がやろうとしているネウボラというものについてです。

もう一つは、嵐谷のことについて、最近私が発見したことを紙で配りましたが、この2つでございます。

最初の分からいきます。

日本人というのはですね、外来語を取り入れるのが得意というか、好きというか、もうこの1,000年にわたってですよ、もっと長いかもしれませんけども、外来語というのはたくさん入ってきています。今回のネウボラというものもですね、誰が気がついたんか知りませんが、ちらちらと聞いてはいましたけど、特段関心もなかったですから、そういうやそういう言葉があったよねぐらいだったんですけども、大竹市も何かそういうことをですよ、念頭に置いて動き始めるみたいなんです。広島県は広島県で、ひろしま版ネウボラっていつてみたいなんで、ものができる前に意見を言ったほうが参考になるかなと思って、私、これに反対する気はさらさらありませんけども、よりいいものをつくってほしいと思ってですね、質問することにいたしました。

ひろしま版ネウボラっていうものも具体的にはわかりませんが、福山市とかですね、尾道市だったかな、6市町が県と一緒にですね、モデル事業として取り組んでいるみたいなんです。この前、私、子ども・子育て会議にいるんですけども、あれが終わる、議事が終わった後だったと思いますけども、このネウボラについて説明がありました。そのときにですね、子ども・子育て会議の皆さんは子供絡みの人たちばかりですから、普通の市民に比べれば関心は深いんだと思いますけども、何だっという感じですね、本当にですね、ハモったんですね。だから説明がですね、期待から違ってたということですよ。どういう期待だったのかも私、わかりませんが、ああ、これは難しいなと思いました。

それですね、今回のことにそれはつながってますけども、物事するとき国がやれってよく言いますよね、県がやれって言う。だからしゃあないからやるんだっていうんでは、よくなりませんよね。意味あるネウボラをつくってほしいと思って今から質問します。

ネウボラっていうものは私ももちろん詳しいはずなんですけども、ネットで調べるとフィンランドの子育て支援の仕組みのようです。それを参考に日本がですよ、もちろん大竹市がですけど、何をどうしようと思っているのか、説明してほしいと思ってお尋ねします。

そして、議場の皆さんはですね、多分ネウボラといってもですね、よくわからないという方もおられると思いますので、私の知ってる範囲で少々説明させていただきます。

ネウボラとは、フィンランドという北国の子育て支援の仕組みです。フィンランドはわかりやすく言えばムーミンの舞台と言われている国ですけども、私がヒアリングの後で買った本が、「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」、この本です。実は3月2日にヒアリングをしたんですけども、3月3日の中国新聞の2ページ目の人を紹介する欄かな、この本を書いた人が紹介してありました。で、「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」って書いてあったので、これは何かの偶然だろうと思ってすぐ注文して読んでみました。この国の、こういう文化を持ってる国の中の1つの仕組みですから。だから全然異文化の人がですよ、そこの一部だけ切り取ってもなかなかうまくいかないとありますよね。だからフィンランドっていう国がどういう国なのかを知っておく

ことも大事だと思いますけども、相当違いますよね。午後4時に終わるって書いてありますけども、私が前から言うことはですね、今、コロナウイルスで、大変なことになってますけど、保育所と幼稚園はやってますけど。児童クラブもやってますよね、賛否両論ありますけども、しかも長時間やるじゃないですか。これ、世界的に見たら多分ないですよ、そういうものは。こういう国でもやっぱり一応はあるみたいですけども、4時に終わるわけですからね、これは極端な表現ですけども、6時には全て終わって皆さん家に帰ると。だから厚生労働省は、保育所は11時間以上子供預かれて言うわけですけども、そういう国とね、そうじゃない国があつて、それが片方のものをですね、参考にするわけですから、よく見てみないとですね、なかなか難しい、そう思います。

じゃ、日本と違うのが何だろうかっていって、ざっと調べるとですね、中心人物っていうか、子育てを支援する係の人がいて、その人が要するに地区を決めてですね、長いこといる。人事異動もほとんどない。そこへ行くといつもその人がいて、皆さんが相談に行ったらですね、いつも正面から向かい合って相談に乗ってくれてアドバイスをくれる、そういうことらしいんですね。日本の役職でいうと保健師さん、それに近いものらしいです。公務員なんかだと思いますけども、よくわかりません。日本にですね、このような仕組みをね、つくるとすればね、すばらしいことですけども、とはいえ、日本にもありますよね。妊娠して、それなりの届け出をすれば、母子健康手帳もらえますし、妊婦が検診するといえ、今ごろいろんな助成などがありますよね、それこそ幼児教育・保育の無償化も実施されましたしね、いろんな意味で日本がそんな悪いかというとそんなことはないんですね。そんなことはないのにですよ、新しくですね、こういうことを導入しようっていうからには、そこには何か大きな目的があるんだろうと。現状では足りないものがあるんだろうと思うんですけども、そこを教えてもらいたいと思います。それが最初の1問目ですね。

2問目に行きます。

2問目はですね、この前、2月26日に総務文教委員会に私はくつついていった側ですけども、高祖谷のあたりにいって、嵐谷に行って、谷和地区に行きました。あのときに、嵐谷についてはですね、歩いてみてですよ、何か違和感を感じたんですね。それで、廿日市市役所にも行きましたし、いろんなこと調べてみました。それで今回資料を印刷して、この質問で配らせてもらいましたけど、一応その説明をしておきます。1・2・3とありますけど、順番に古くなります。1番は、本当先週ですね、廿日市市の担当からメールで届いたものです。メールで届いたんですから、私、こんなものがあると知りませんから、ただ、私がメールを送ったらこのPDFをつけて送り返してきて、そこには資料提供って書いてありましたけど、それ以上何もなかったんですけどもね、これが1番ですね。2番はこの一番当初の林地開発のときの申請図面ですね。3番はネット上の写真ですけども、ああ、昔こうだったんだって、おもしろいですね、写真っていうのはかなりリアルですよ。一番下にあるのが能保里橋っていうのかな、あそこの後原のところの橋だと思います。今よりか木が細いですよね。何十年かたって木が大きくなったっていう、本当に古い写真見たら感じますけど。写真は正直ですからね。それと1番の写真にあるピンクのマーカーとですね、調整池って書いてありますが、これは私、書いたんじゃない、これ書かれた状態

で来ました。多分これ、このまま見たら何かわからないからわかりやすいように書き加えてくれたんだと思います。

それで、嵐谷の林地開発については、当然ですけどまず事業者が、廿日市市から、林地開発許可を得て、許可をもらった後工事に入りますよね。その前に本市に意見聴取があったんでしょうけども、その段階では意見なしって回答したということになっています。ある段階で開発許可と違う施工が発覚し、っていつてもですよ、何か違いがあったんだとは聞きましたけど、具体的なものはさっぱりわからずにですね、それでまた設計変更された後ですね、次に廿日市市は業者に設計変更の申請を促して、その結果、変更申請が出されたらですね、また、そのときに大竹市にもですよ、今度こんなに変わるんですけど意見ありますかっていう意見聴取があるんですね。それがあったってというのは前に聞いてます。それで大竹市はもちろん意見をつけて返したんでしょうけども、その申請は最終的には取り下げになったってこの前聞きました。

そして、当初の設計と実際の施工がどう違ったのか、まず、それをお尋ねしてみたいと思います。前からですよ、廿日市市に電話かけても、電話ではもこもこってしてくれるんですけども、具体的にどうかっていうとですね、そこまでなかなか、私、聞く立場にもないですから、強く聞くわけにもいきませんしね、向こうも何かこうね、少し適当に言うんですけども、それで終わってました。今、こういう図面が手に入ったんで、実際にどこが違ったのかということをお尋ねしてみます。

大竹市はそれをいつごろ把握していたのかってというのが1つと、廿日市市はまたそれをいつ把握したのかということですね。許可と違う施工がされていたということですが、細かいこと言えばですね、誤差ってあるでしょうから、具体的にどこがどう違ったっていうことが、その工事をとめた原因なのかということをお尋ねしてほしいと思います。

このときにですね、こういうことする前に森林審議会か何かそういうものがあって、そこで審議会の委員方から意見をもらうことになっているみたいですけども、このことはね、前にもらったんがあるんですよ。審議会、海堀教授っていうのかな、これ広島大学の今大学院の教授みたいですけども、その方たちがですよ、審議会でやりました。一応文書読んでますけども、あの文書見ると、物すごく無責任な文書に感じたわけですよ。海堀教授自身がですよ、土砂災害の関係の委員もされているわけです。何か私、すごい矛盾を感じていたんですけども、でも今ね、考え方変わりました、あの人たちが審査した状態の審査する前提条件であればね、よかったんだと。ただ施工がですよ、審査したときの図面とですよ、違う施工したからあんななんだとすればですね、海堀教授たちというか、審議会の委員がね、真実味がないって、審議会おかしいって批判したら的外れですよ。そういう意味じゃですね、情報が示されるということがいろんな意味で大事なことだと思います。

それと、これに関係してですよ、谷和地区とか今からですからあれですけども、高祖谷なんかの場合ですよ、もうやってるわけですけども、もちろん民有地ですから、そう簡単に入るわけにもいかないですけども、ただどういことをしようとしているのかってものを一般市民はどうやったらわかるのかなと思ひましてね。これは例えば大竹市にで

すね、図面はあるはずですよ。県が許可するんですけども、大竹市には副本が来ますから同じものがあるはずなんですけども、それが自由に見れるのかどうかですよ。私、谷和地区について去年です、広島県のほうに情報公開請求してみたんです。そしたら生まれて初めてですけども、ほとんど真っ黒でした。

あと、聞いた話ではですよ。途中で差しかえたりですよ、いろんなことやりとりしながら許可を出していくわけですから、その途中段階で確定してもないものをね、出すわけにいかないと言われたらごもっともですよ。だからそうならですよ、今もう許可おりましたから、今だったら見ることができるのかもしれない。そうすれば、一般市民であれですよ、それは逆に工事してる、工事で下請で入っている人でもですよ。何か工事、おまえ図面と違うでって気がついたら言えるわけですから、やっぱりそういうチェックが入ることはいいことだと思いますけど。だから開発許可したものがですね、一定の公表っていうのがされているのかどうか、それを教えてほしいと思います。

業者の利益もね、もちろん大事ですよ。業者とそうじゃない人間がもともと決まってるわけじゃなくて、誰が業者になるかわからないわけですから、どんな仕事をしようとする自由ですからね、どんな、職業につくかはわからないわけですから、それは今の自分とは関係なしに、遠くから見ても公平なようにですよ、ルールは決めなくちゃいけないですから、それは業者の利益も大事、住民の利益も大事、私はそう思います。

要はそういうことなんですけども、壇上での質問はここまでにしたいと思います。難しいこともあるかもしれませんが、答弁のほう、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） ネウボラ、外来語、議員がおっしゃられるように、日本人というのは非常に外来語を上手に使います。ただ行政では、わかったようで曖昧なまま使ってしまうということ、多々ございます。議員御指摘のように大変難しい問題だと思います。よく研究をされて、本質を突いての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目のネウボラについてでございます。

議員おっしゃられるように、ネウボラとはフィンランド語で相談する場という意味だそうでございます。フィンランドのネウボラはかかりつけの保健師が一貫して家庭を支援することにより、子育て家庭との継続した対話による信頼関係を構築するということだそうでございます。日本では、フィンランドと同じ仕組みにはなりません、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する体制整備を目指しています。

本市では現在、大竹市子ども・子育て支援事業計画のもと、乳幼児から小学生までを中心とした子育て支援体制の整備と子育て世帯へのさまざまな施策を展開しています。しかし、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、子育て世帯に対する支援の一層の強化が求められる現状となっています。

今年度、第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、ニーズ調査を実施



いたしました。就学前児童の保護者からは、小学生と比べて子供の食事や栄養、子供の病気や障害、発育や発達、子育ての方法や子供への接し方がわからないなど、子育てに難しさを感じていることが浮き彫りになっています。このような背景から、複雑・多様化している子育てを支援する取り組みとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組み、いわゆるネウボラを構築し、令和2年度から実施いたします。

本市のネウボラは、保健医療課に母子保健コーディネーターを立戸地区の子育て支援センター、どんぐりHOUSEに子育て支援コーディネーターをそれぞれ調整役として配置して、相互に連携しながら相談・支援・関係機関との連絡調整などを行います。母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターの具体的な役割としては、妊産婦・乳幼児等の実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じた情報提供・助言・保健指導の実施、支援プランの策定、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整などがあります。妊婦健診や乳幼児健診の受診状況と、子育て支援事業への参加状況など、お互いの情報を集約する仕組みをつくることで、支援が必要な子育て家庭に対して多面的な視点による支援が提供できることを目指しています。

例えば、妊娠期には、母子健康手帳の交付の際に、全ての妊婦を対象に子育て支援プランを作成し、出産後の見通しを立てて妊娠期を過ごしていただくよう支援します。その後、妊娠後期や出産後の経過を追うごとに関係機関と連携しながら対象者の不安の軽減に努めていくよう支援します。必要に応じて産後に利用できるサービスも提供するなどしてまいります。また、子育て家庭などから日常的に相談を受け、個別のニーズに応じてさまざまな教育・保育サービスの利用に関する助言や支援を行います。子育て支援に関する情報収集や提供を行うとともに、関係機関につなぐ役割を果たすことで個別の課題だけでなく、地域の課題解決も図りたいと考えています。

そして、このような役割を果たすことができますよう、まずは、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターがお互いに顔の見える関係を築くことにより、所掌する分野を超えて緊密に連携し、お互いの情報を共有し、提供することで母子保健と子育て支援が一体となった円滑な支援につなげたいと考えています。

次に、2点目の嵐谷地区の林地開発についてでございます。

まず、許可を受けた当初の計画と実際の施工の相違点があることは、林地開発許可権者の廿日市市から本市へ連絡をいただいています。相違点があることを廿日市市が把握した時期は平成29年7月で、調整池の形状、切り土や盛り土の工事等の施工において、相違点を把握したとお聞きしております。また、林地開発許可変更申請がなされた場合の広島県森林審議会への諮問は、新規の林地開発許可申請で、規模が10ヘクタール以上で対象となりますので、今回の変更申請は諮問の対象となりません。林地開発許可の内容は、廿日市市では地域の方や一般市民の方には公表はしていないとのことでございます。許可内容の確認を希望される場合は、行政文書の開示手続が必要となります。

許可権者の廿日市市では、開発事業者に対して防災対策工事を指導し、開発事業者において土砂流出対策工事がなされているとお聞きしております。また、この林地開発計画については、現在、変更許可申請書が廿日市市に提出されているとのことでございます。今

後、改めて廿日市市から変更許可申請に関する意見について本市に照会されるものと考えています。

森林の持つ公益的機能を守る重要性は十分認識しておりますので、本市の意見をお伝えし、十分な審査をしていただくとともに、開発業者に対して適切な指導をしていただくようお願いしたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

まずはネウボラですけど、私もですよ、ささやかながら子供に関係した仕事をしてましたからあるんですけども、一番記憶に残ってることがですね、年長児ってわかりますよね、小学校に上がる1年前ですよ、その段階で入園を申し込んできたケース、最近はどういう子はいませんがね、ほとんどね、もう長期間になってますけども。でもそんな昔じゃないですよ。その子がですね、保護者が何を言ったかという、定期健診というかな、1歳半健診とかあるじゃないですか、そこで何かを言われたわけですよ。要するにノーマルじゃないとかですね。当然ですけどそうは思いたくないですよ、人間って。そんなはずはないと思うじゃないですか。そこでどっちへ転ぶかなんですけども、その方の場合はですよ、それからもうね、市からの呼びかけには反応しない、あと聞いたらですよ、ネットをたいたりですよ、それから例えばお母さんからいけばですよ、御主人のお母さんがいるじゃないですか、御主人のお母さんに聞いたらね、ああ、うちの子、うちの子っていうのはお父さんのことですね、うちの子もちっちゃいときあんななかったけえね、そんなもんよねって言われたりして、そこにね、安心感を求めてですよ、いろんな都合のいい話を探し始めるんですね。よくある話かもしれませんが。でも、次のステップが踏めずにどうしようもなくなって、あと1年の段階で入園の申し込みをしたと。そこで見たらですよ、一応のことわかるわけですよ。それで、そういうときには保護者の方に来てもらって話をしたりするんですけどもね。

このネウボラとの関係でいえばですね、最初に健診をしたときにどっちへ転ぶかですよ。これ問題があると思うんですがって言ったら、そっちのほうのね、市役所に行ってますよ、どこがありますかねって。教えてくださいって、相談に乗ってくださいってそっちに行けばですよ、ある意味、市とすればやりやすいですよ。そこで専門家につなぐとか。それがそっち行ってですよ、烙印押されたらおもしろくないから、距離を置いてですよ、別の世界でですよ、いや、おたくの子、大丈夫ですよっていう、それをね、求めてある意味では精神的にはさまよい歩くわけですけども、そうなったら失敗ですよ。

何かと思うんですけども、ネウボラっていうを調べてましておもしろいのがですね、何かくれるんですよ。市役所のほうがね。市役所だと思いますけども。義務じゃないですからね、フィンランドでもそういう状態になったらそこに行って、99%以上の対象者がネウボラを利用するっていうんですけども、だから一部使わない人もいるんでしょうけども、そこに行ったらお金じゃなかったと思いますけども、何か子供が生まれてくる上でですよ、役に立つものをプレゼントしてくれるんですよ。プレゼントしてくればですね、そのと

きにこれ書いてとかですね、そこでまず最初の人間関係がね、生命保険のGNPってわかりますか、生命保険でプレゼントくれたりしてましたよね、義理と人情とプレゼントか、生命保険の用語ですけども、それに近いようなね、最初の段階で妊娠した方に対して上手にこうね、近寄ってくれるようにね、考えておるわけですよ。やっぱりシビアなことを言わなくちゃいけない場面が来るより先に、一般論としてですよ、おたくの場合はそんなことないと思いますけど、こういうことやこういうこともあるんですよ。こうなったらこうなると。万が一ね、障害児で生まれる方もね、一定割合いますと。でもね、かといって絶望じゃなくて、こうなったらこうなると。それでね、あの子やらこの子見たらね、それなりにね、皆さん幸せに生きてますからね、どうなっても大丈夫ですから。だからちゃんとね、話しましょうねっていう信頼関係をね、最初につくることが大事なんですよ。だから、健診は健診でいいんですけども、やっぱりそのね、一番もとのところを、信頼関係をつくるのが大事なんじゃないかなという気がします。

それと、日本の役所って割と縦割りなんですけども、その辺は何か何とか横につながるようにですよ、するっていうか、今の状態で何かあそこは課題なんだと。あそこは何かクリアしないとやりにくいよねっていう課題が見えているとすればですね、教えてほしいと思うんですけど、どんなでしょうか。

○議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 今の現状でどういう課題があるかという御質問だと思います。

今ですね、母子保健法に基づく母子保健事業、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業、児童福祉法による子育て支援事業と、多種多様な子育てに対する支援が実施されておりますけれども、それぞれ多くの機関がかかわるために、情報がまだ一元化されていない、そこが一番問題と思います。

今回、大竹市が考えているネウボラというのは、子育て支援部門と母子保健部門の情報を一体化させる、この部分が重要と考えており、事業を進めていくものであります。

以上です。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 大事なのはわかるんですよ。できますか。私が最近経験したことを1つ言います。幼児教育保育の無償化の件ですよ。子供の世界でですね、何か変えるたんびにどんどん複雑怪奇になって、もうね、仕組みがわからないぐらいになってます。保育所があつて幼稚園があつた、その2つしかなかったのがですよ、認定こども園ができて、幼稚園がですよ、新制度か旧制度かに分かれてですね、多種多様なんですけども、それぞれに法律がかぶってまして、まずですね、私が関係しているところで言うんですよ、例えば保育所の子供であれば行政が情報持っているわけです。だから全部できるわけです、権限がある。でも、私学助成園っていう昔ながらの幼稚園の場合ですね、行政がそこまで権限をもらってないから行政のほうからは調べられないっていうんですよ。それを言うなら廿日市市なんですけども、大竹市は、廿日市市を参考にやっているから廿日市市が進言したと思いますけども、ただそんなことあるかいなと思って、私、県のね、知り合いに言ったんですよ。調べて、あんなばかなことがあるかって。そしたらですね、県の職員がで

すね、3時間後に電話してきました。国の文書のここ見たらこう書いてあります。何かって言うたらね、委任状出すんです。要するにいっぱい市に出す文書の中にですよ、一筆ちっちゃくてね、その言葉を書いておけば、市の担当者がね、ほかの保育所とか認定こども園とか新制度の幼稚園のようにですよ、同じことができる。ある意味廿日市の職員はそれ見落としたんだと思います。

で、例えばですよ、今の分でもそうですよ。法的にはね、こういう役所とこういう役所とこういう役所があって壁がありますよといっても、その役所に対してですよ、これやってくれてですよ、最初の段階でプレゼントあげるときにですよ、これ書いてねっていう中にですよ、一筆書いてもらえればすね、こっちの担当者がですよ、こっちの担当者に本人に成りかわってね、教えてっていうこと言えるわけですよ。私、一番まずいのがね、担当者がころころ変わるっていうか、場面ごとにね、人が変わるっていうのはよくないと思うんですよ。Aさん、Bさん、Cさんって役所で担当者がいたときに、このことはAさん、このことはBさん、それはCさんに聞いてくださいっていうんじゃないでね、Aさんがですよ、私、じゃ、Bさんに聞いておきます。私、じゃ、Cさんに聞いておきますって。だから回答してくれる人がいつもAさんであればですよ、Aさんの権限の中で全てがおさまっているわけじゃなくてもですよ、本人に成りかわってAさんがCさんから聞いておけばですよ、それ以上わからなかったら、それはもちろんCさんとこに行ってもらえばいいですけども、やっぱりAさんというね、人間関係、信頼関係がある担当者とずっとつながっていればすね、ものってうまくいくような気がするんですよ。

昔どっかで聞いた話ですけどね、テレビだったかな。行政でも、当然異動がありますよね。担当者が変わるじゃないですか。そしたらね、住民が、あんたらね、要するに担当かわったら知らん顔じゃろうがって、わしらの言うこと聞かんよって言うたら、いや、わしはね、退職するまでね、どんなポストに移ってもね、違うポストに移ったとしても、この問題は、私が、個人的に最後まで責任とるって言った人がいるらしくて、それじゃ、頼もうやっていって物事がうまくいったというケースをですよ、テレビでやったたの記憶がありますけども、やはりできないことを約束したらまずいですけども、やっぱりできるようにね、仕組みつくっていけばおもしろいんじゃないかなって。

委任状って相当力があるでしょ。そう思うんですけどね。ちょっとしたテクニックですけどね。やっぱりね、本当にね、今、市長おっしゃったみたいに、ちっちゃい子供育てる世帯とかそういう世代の環境がですよ、昔と相当、この10年20年で見てですよ、変わってますよね。私、夜6時も7時も仕事をするっていうのはね、本当はよくないと思うんですけども、それが禁止してもしょうがないですから、そうしなくてもいい社会がどうやったらできるかなっていうのはいつも思ってますけどね。それも含めていろんなね、制度つくるときに工夫をしてほしいと思うんですが。私、これ別に何かを迫及しているわけじゃありませんから、提案しているだけなんですけども。

最後に、私が、今しゃべったことについて感想があったら述べていただきたいと思いません。

○議長（細川雅子） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 御提案いただきまして、ありがとうございます。一応仕組みづくりということで我々も進めたいと思います。といっても初年度になりますので、完璧にスムーズに進めるということはもちろん目指すんですけれども、いろいろな、先ほど保健医療課長が申しましたように、各種の法律等を取り込んだりして、さまざまなことに取り組んでいかなければならないということでございます。なるべくスムーズにこの仕組みができるようにですね、取り組んではまいりたいと思いますけれども、何分、初年度ということで、ある意味、大目に見ていただければと思います。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。大目に見させてもらいます。ありがとうございます。

次へ行きます。

この嵐谷についてはですよ、幸か不幸かというか、大竹市の話じゃないんで、大竹市役所としても受け身でしょうし、なかなかですね、ある意味言いやすいのかもしれませんが、さっきの御答弁にありましたけど、手続を踏んだら見せますよということですよ。そんなもんだろうと思います。だから嵐谷で売れなかったのは当然許可していない段階ですから、その段階で見せるものってほとんどないということだと思います。

それですね、この、例えばこういうタイプの仕事って林地もあれば、都市計画的なものの許認可もあるかと思いますが、普通、変更申請っていうと何かやっていて何かね、変な石が出てきたとかですよ、何か当初の思惑と違う状況になったときに行政のほうに相談してこうなったんじゃないけど、どうしようかと思ったら、じゃ、ここはこうしましょう、ああしましょうって、どうですかって、ああ、それでやりましょうって言って、設計変更をするというのが普通の姿だと思いますけども、今回の場合は多分この、1番と2番と図面出しましたけど、この池の形が全然違うということは違う池をつくろうと思ったときに相談したんじゃないくて、つくってしまってから、変なものが出てきたわけですよ。これ一般的な設計変更とかに至るプロセスから見ればかなり例外的なもんだと思うんですけどね。さっき平成29年7月と言われましたけど、この土地はですよ、東京の会社が最初に開発申請というか図面書いてますけども、この最初の会社がですよ、所有権の移転登記をした同じ日にですよ、九州の会社が変わって、その設計変更とかあと何とかせえとかいって廿日市市が言った相手の会社は九州の会社です。

こんな施工したらですよ、例えばこれ大竹市が許認可権のある役所だとした場合に、このぐらいだったらいいですよって、大目に見るわけにいきませんよね、絶対に。ということは、この業者はですよ、絶対これ何か言われてしまうってわかってたわけですよ。そう、これはもちろん推測の域を出ませんけども。でも、こういうものがあるようであればですよ、やっぱりこれはもう今からね、廿日市市がどうするかお手並み拝見なんですけども、林地開発って広いところで見えにくいところで行いますからね、細かなことまではチェックできないでしょうけども、やっぱり行政もですよ、一定のチェックをしなくちゃですよ、取り返しはつかないですからね。このときにですよ、廿日市市の担当者がこう

言うてましたよ。担保が取れない。その担当者が教えてくれたのがですね、東広島市には残土処分のときにですね、あらかじめ保証金を預かるという条例があるんだと。これは林地開発と残土処分は別ですけども、こういうことにおいてもね、要するに資本金がちっちゃなですね、ペーパーカンパニー会社ね、もともと合同会社なんてそういう目的でつくったはずじゃないけど、それはみんな使いますよね。そうなるよね、行政は手が出せないけども、東広島市にそういう条例があるんであればですよ、これは大竹市だって条例つくればつくれないことはないということなんでしょうけども、程度問題ですけども、あと困るんですよ。ここにですね、この法律何っていうんでしたかね。山林、基本的に法律がありますよね、あれのですね、ここに条文があるんですけども、第10条の2がですね、開発行為とか云々書いているところですけども、第10条の3にですね、監督処分っていうのがあります、都道府県知事は森林の有する広域的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者、若しくは同項の許可に附した第4条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は云々かんぬんってあってですね、その最後にその開発行為の中止を命じ、または期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。これに違反したら罰金もありますし、一応懲役もついてましたけど、結局命ずることができる、だから廿日市市が平成29年の段階でとめたっていうことは、この第10条の3に基づくものだったんでしょうけども、命ずることができるっていうのが厳しいですよ。命じたときにですね、権限がなかったらできませんけども。だから東広島市の残土処分みたいにあれは1立方メートルが400円でしたけど、それで足りるかどうかはありますけども、やっぱり行政は資本金が大きいから小さいからって、恣意的にね、判断したらまずいでしょうから、だから資本金が少なくても、幾ら大きくてもですよ、書類が整っていれば許可しなければいけないですよ。だから難しいんですけども、やっぱり資本金が少なくてもいいって決まれば何か工夫するとかですね、しないとももちろんこれ、程度問題で、ある程度、許容範囲ってあると思いますけども、少しまずいなと思うんですけども、これももちろん廿日市市のことですからね、推測の域は出ませんが少なくとも工事をとめたっていうのは第10条の3の監督処分っていう項目に書いてある権限でとめて、それで変更申請をするよう促したんでしょうね。それでよろしいですか。

○議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） 今の林地開発の関係でございます。

法は森林法なんですけど、こちらのほうに規定がございます。その中で要は基本的には事業者のほうは許可どおりにしなければならぬ、最終的にそのとおりにしなければ、許可権者のほうが、例えば工事中であっても現地を確認をします。最後、事業者のほうが終わりましたという報告をすれば、それはまた最後そのとおりになっているかっていうのを許可権者として状況を確認してきます。例えば今回のものであれば、許可としては林地開発許可ということでございますが、事業者のほうの林地開発の許可をとる主の目的というのが、いわゆる太陽光発電計画という形になります。ということは、森林の形状を変更して開発をして、最終的に許可どおりに工事をして、そこで初めて、今回の許可権者は廿日市市になるんですけど、そちらの許可権者として現地を確認して、そのとおりにやっている

ということが確認できれば、今度は、発電施設をチェックすることができるという状況になります。

嵐谷地域におきましては、当初許可申請が出て許可をされたんですが、それから許可変更書が1回出ています。ただ、その実態としては、工事そのものが許可したものと違う形で行われているという状況もありまして、実際問題として大雨が降ったときには、それがその工事をしている区域から大竹市に関係するものでいいますと、例えば大竹市道がございまして、そちらのほうに土砂が流出する、あるいは市道とあわせて農水路がございまして。農水路ってというのはそこへ通っている農水路から今度はあるいは後原地区の田んぼのほうですね、そういうところに利用されていますんで、そこで大きな支障が起こるといって状況が動きました。土砂が流出しとるんで、大竹市としまして、廿日市市に許可権限がございまして、そちらに話をして、廿日市市のほうがまずは一旦、防災対策、これをしてくださいということで一応事業者のほうに話をして、要は何回も指導ですね、このままじゃいけんと、まず防災対策工事をしなさいということをお願い指導する中で今の状況に至ったと。今のこれが命令なんか、あるいは行政であれば、行政指導もありますし、処分行為、命令となると処分行為になりますけど、そこにつきましては、私のほうもですね、まだ廿日市市の行ったことが、例えば処分行為なのか命令行為なんかっていうことは厳密に確認できてないんですけど、実態としてはまずは土砂等ですね、災害防止対策をまずはそれを一番に対応してくださいということで、事業者のほうに廿日市市が伝えてですね、それで、それなりに今の防災対策工事がなされておるといって聞いておきます。

以上です。

○議長（細川雅子） これで3回目です。2回終わりました。日域議員。

○14番（日域 究） 林野庁にですね、1回だけ電話したんですよ。もちろん匿名ですから、何てことはない話ですけどね。でも、なるほどなと思うことはありましたけどね、日本はよく言われるんですけど、土地の所有権ってめちゃくちゃ強い国ですよ。でもそれはお互い様で、自分が持っているものは権利があるし、人が持っているものはその人に権利があるわけですから、この所有権が強いこと自体がいいわけでも悪いわけでもないと思えますけども、山ですよ、持っている人のものですから、その権限をね、やっぱり保証というか、公益を害しない限りですよ、保証されているというのが根底にありますと。おっしゃるとおりですよ。初めてこの法律読むとですね、4つほど要件があると思えますけど、著しくそれをね、害するおそれがない場合は許可しなければならないと書いてありますから、それをあえて許可しなかったらですね、逆にですね、文句を言われるわけですよ。だから難しいなと思えますけども、でもそういうルールのある国ですから、そのルールを守った範囲内ですよ、いろいろやり合わないといけないような気がします。

それで、ただ今回いつから工事スタートしたんかは私、よくわからないところなんですけど、正直言います、前にもこの席で言ったことがあるかもしれませんが、あるときまたまたあのあたり走ってましたら、山の上に線が1本入ってたんですよ。高いところにラインが入っているわけ。それはブルドーザーか何かで走った後ですよ。山に線が入って何

じゃろかと思って、家帰って地図を開いたらですね、大竹市じゃないんですよ。廿日市市なんですよ。ああ、関係ないやと思って。それがそうです。それが夏ごろでした。秋になって、12月ごろにですね、同僚の議員からですよ、話を聞いて、行ってみたらそのラインから下が要するに緑がね、剥がされた状態になってましたけど、あれが平成28年ぐらいなんですかね。よくわかりませんけど。

これ、このこと、嵐谷のことは大竹市がどうこう言ってもしようがないともありますが、さっき課長言われたのがね、大竹市の道路と、水路と言われましたよね。民地もあるんですよ、広くはないけども。玖島川っていう川があって、民地があって、それから道路やら水路やらがあって、それから山が始まってますよね。あの辺に、所有者はもちろん大竹市民であれ、なくても一緒なんですけども、たまたま大竹市の人が持つてる農地か何かあって、泥かぶってるんですけども、あれもね、何とかしてあげてほしいという気がするんですが、大竹市がどうこう言うわけにいかないでしょうけども。大竹市は廿日市市に対してですよ、たしかどっかの許可条件の中にですよ、近隣にね、迷惑かけたらちゃんと現状に復するか何か賠償払うか何か忘れましたが、要件があったと思いますけども、当然ついてると思うんですけどもね。そのね、持ち主らしき人に話を聞いたらですね、お金をもらったという人がいるとかいううわさは聞いたことあるけど、私はもらってませんとある方がおっしゃってました。その業者は業者で大変なんでしょうけれども、やはり大竹市と廿日市市っていうのは行政同士ですから、けんかするのも変ですけども、やはりどちらかという大竹市は被害者で、あっち側は加害者というか、加害行為を認めた側の行政ですから、この件に関してはですよ、大竹市の扱いについて多少の立場の違いがあって、大竹市は厳しいことを、廿日市市に言うことは許されるという気がします。何もしなかったらですよ、行政何しとるんやとなりますから、もとはに戻りませんけども、嵐谷から何を学ぶかというのがあると思います。今からできることは精いっぱいするし、このことはね、教訓としてですよ、林地開発というものが持っている難しさというか、1つの特徴ですからね、それを今後、生かしていかないといけない気がします。

今、思いついたことを聞いて申しわけないですけども、固定資産税を課税するためにですよ、いつだったかな、去年の決算書、広島市を中心に東は三原市から、西は柳井市までですよ、エリアがあるじゃないですか、県域を超えた、広島広域都市圏でしたかね、固定資産税の賦課が目的だと思いますけども、要するに土地の状況ですよ。そういうものを共同で、市町ごとに頼んだら高いですから、共同でやって、大竹市が300万円払ったか何かそんな決算書だった気がしますけども、ああいうものっていうのは、ほかの人間ですよ、手続を踏んだら利用できるものでしょうか。

○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 申しわけございません、勉強不足でよくわからないところがあるんですが、言われたとおり広島広域都市圏の中で、大竹市はやりたいというところと一緒につくった航空写真というものがあります。市民税務課で保管をして、課税をする場合ですね、状況確認に使っております。市として持っている書類ですので、開示請求等された場合には、何かしらの手続を踏んで出すか出さないかという判断をしなければいけな



い書類だとは思っております。検討させていただきたいと思えます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） そろそろ終わろうと思っておりますけども、どっちにしてもですね、この少なくとも嵐谷についてはね、業者が何を考えてやったか知りませんが、少なくともですよ、これできたときにですよ、廿日市市の職員というか担当者に見てもらうにしてもですよ、それで完了ですっていう判は絶対にもらえないものをつくっているわけですから、そしたらどうなるかって、もう、もとどおりつくるといったら大金が要りますからそれもね、そんなことをする気はないでしょうから。だからこの段階で、この業者はですよ、とりあえず目的を達成しているんだらうと。そういう業者に対してですよ、行政が協力はしてないですけども、行政が見抜けなかったということだと思いますが、ある意味間接的にですよ、業者を利することになったんだとすれば、やっぱりそういうことは今後ないように気をつけていかななくちゃいけないですよ。

これ、例えばドローンとか飛ばせると思うんですけども、この1番の図面ですけど、私は素人だから何もわかりませんでしたけど、この前ヒアリングのときにこれ、ドローンだって断定してくれましたよね。っていうことは、ドローンってもうかなり進化しているんですよ。こういうチェックのときにドローン飛ばしたりすることって可能ですか。高祖谷ですよ、なかなか入れないとかいいますが、もちろんね、ルール上難しいところがあって、結局はですね、私もルール調べましたけど、飛ばしていいところ、もちろん町なかほとんどアウトです。民地の場合ですね、どうなのかな、理屈上から言ったら、飛行機みたいにですよ、むちゃくちゃ高ければですよ、もうフリーパスなんですけど、ドローンって高いところ飛ぶことは違反ですから、低いところ飛べってなるんですね、低いところ飛ぶとですね、地上のね、所有者の権限が及ぶわけですから、だから四角四面に考えたらドローンって物すごく、他人様のものを見に行くにはですね、不都合なんですけども、例えば何かのときにですよ、ドローンでチェックするけんねって、いいですよって、さっきの話じゃないけど、委任状じゃないですけど、業者に一筆もろうとけばね、飛ばせますよね。チェックが難しいからわかりませんでしたというのは寂しいんで、そういうね、ドローンでチェックすることがですよ、いろんな意味で可能かどうか、どうですかね。

○議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） さきほどドローンで確認をとという話をいただきました。

1つはまずは、許可どおりにやれとるかどうかという観点でいきますと、林地開発の許可権者におきましては、現地のほうに一応確認して状況を見るのがまずできますと。今回の件でありましたら大竹市は許可権者ではございませんので、要は勝手に個人の土地の中に入ることはできない。ただ、許可権者であればその辺がまた別の形になりますので、現地で状況を把握するということは可能だと思っております。

実際に、今、工事の着手なんですけど、もともと一番最初の許可については平成28年5月に許可がおりているんですけど、その後、同年7月20日に工事の着手の届け出が廿日市市に提出されております。それから工事に着手したんですけど、雨降ったとき等で、いろ

んな土砂災害等が複数回発生しておるとい状況になっております。その都度廿日市市のほうは、先ほどお話しさせていただきましたように、業者のほうに対してまず指導して、とにかく災害が起きないようにするそういう対策をしてくださいというようなことを繰り返し申し出をして、今に至る。そういう状況を踏まえて現在の廿日市市のほうにいろいろ話を現状とかを確認する中ではですね、もう例えば大雨が降りそうなときとかいうのは、随時状況のほうは確認等を今しておるといふうな状況はお聞きしております。ですから、今のドローンによる確認については、大竹市がということになると、上空なので何ともいえないんですけど、要は許可権者であれば状況というのが随時確認ができると思います。以上です。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 最後にですね、この前、廿日市市の人に会ったときに向こうの方がおっしゃったことを紹介して終わりたいと思いますけど、もともとはですよ、古くは、苗場として使ってた。それからね、何も変化がないわけですから、表面は生かしたまんまね、下のほうに調整池だけつくると、そういう形のね、申請だったんですよ。行ってみたら、想定外に上まで全部剥がしていたからびっくりしてこういうことになりました。だから、本当思うんですけど、あの場所無理をしなかったらですね、太陽光発電するのにそんな変な土地じゃないと思います。だから多分、森林審議会が審議するときにはね、写真や図面を見ながらやったんでしょから、それはそれでそんな難しいはずじゃなかったものが何か思惑があったんでしょけど。変なことになってああいうことになったんだ。だから下のほうはフラットな部分がかかなりあったはずですからね。そのときに担当者によ、昔の写真持とるかって言ったら、いや、見たことないって言うから、配付した資料の3番の写真をですね、私がメールで送ったんです。その次にまた1時間後に2番の図面をね、メールで送ったんですよ、日曜日でしたけど。そしたら月曜日になって1番のメールが返ってきた。これがこの資料のね、いきさつです。廿日市市のことですから、大竹市ができることはほとんどないと思いますが、これから何を学ぶかですけどもね、大竹市において変なことがないように、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。終わります。

○議長（細川雅子） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、藤川和弘議員、6番、小田上尚典議員、8番、北地範久議員、10番、和田芳弘議員、11番、網谷芳孝議員、13番、山崎年一議員、16番、山本孝三議員、そして、私、1番、細川を含む8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は予算特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第22〔一括上程〕

議案第13号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第14号 大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について

議案第15号 大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第16号 大竹市監査委員条例の一部改正について

議案第18号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第20号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第27号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について

議案第30号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

議案第32号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

○議長（細川雅子） 日程第13、議案第13号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてから日程第22、議案第32号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）に至る10件を一括議題といたします。

本10件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年3月3日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第13号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について | 原案可決  |
| 議案第14号 | 大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について     | 原案可決  |

|        |                                                  |      |
|--------|--------------------------------------------------|------|
| 議案第15号 | 大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について                            | 原案可決 |
| 議案第16号 | 大竹市監査委員条例の一部改正について                               | 原案可決 |
| 議案第18号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について                        | 原案可決 |
| 議案第19号 | 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について   | 原案可決 |
| 議案第20号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について              | 原案可決 |
| 議案第27号 | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について | 原案可決 |
| 議案第30号 | 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について                         | 原案可決 |
| 議案第32号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）                            | 原案可決 |

令和2年3月4日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは、3月3日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案10件につきまして、3月4日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告を申し上げます。

まず、議案第13号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「一部免責に当たり、重過失、軽過失の判断は誰が行い、不服があった場合どうなるのか何う」との質疑に対しまして、「監査委員の意見を聞き、市長が判断する。判断に不服があれば、住民監査請求の対象となり、監査結果についてさらに不服があれば、最終的には裁判で判断される」との答弁がございました。

次に、「最低負担額を定める第2条の各号の中に、上下水道局長は含まれていないが、消防長は含まれており、数値も職員の2倍になっている理由について何う」との質疑に対しまして、「上下水道局長は職員と同じ扱いであり、消防長の場合、その権限や人命にかかわる役職であることを考慮し、このような参酌基準になっている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第14号大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定についてでございますが、本件では、「まちづくり基本構想が策定された後、どのような公表方法を考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「市広報と市ホームページで周知を考えている」との答弁がございました。

次に、「まちづくり基本構想策定審議会の委員の構成メンバーで、幅広い年齢層から意見を集約できるような方策があるか伺う」との質疑に対しまして、「これから人選を行うため、具体的に決まっていないが、PTAの方や、これまでのワークショップに参加した若年層にも参加してもらうことを検討している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第15号大竹市森林環境譲与税基金条例の制定についてでございますが、本件では、「第1条に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する施策とあるが、市で考えている森林整備の施策とはどのようなもので、どこの地域を対象に考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「具体的には、所有者が施業管理できなくなった民有の人工林のうち、公的管理が必要なものについては、市が防災上の観点から広葉樹と針葉樹が混在した山に戻していくことを想定しており、実際には森林組合などに管理業務を委託することになる。対象となる民有林が栗谷地区に多く見られるため、これらの地域からの実施を考えている」との答弁がございました。

次に、「森林環境譲与税額は令和2年度の予算書を見ると、今年度に比べ大幅に増額している。これまでに議会から提出した地方財政の充実・強化を求める意見書の影響があるものか伺う」との質疑に対しまして、「国のほうで、前倒しして増額をしたとのことである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市監査委員条例の一部改正についてでございますが、本件では、「監査基準はこれから策定するのか、また、策定後は、何らかの方法で周知するのか伺う」との質疑に対しまして、「本条例改正案の議決をいただいた後、3月末をめどに監査基準を決定すべく、現在、監査委員が議論をしている。監査基準の決定後は、その内容を議会や市長等に通知するとともに、広く一般に公表する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について及び議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2件

につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、「議案第18号で、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者は別段の定めをすることができる」と規定されているが、その内容を伺う」との質疑に対しまして、「採用後、2回目、3回目の宣誓を省略できるような運用を想定している」との答弁がございました。

次に、「議案第20号で、勤務をしないことが任命権者に承認された場合に当たる休暇とは、どのようなものを想定しているのか伺う」との質疑に対しまして、「介護休暇のほかドナー休暇、生理休暇などを想定している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。本件では、「地域手当の支給該当者は現在何名いるのか伺う」との質疑に対しまして、「6名で、内訳は広島市内への出向者が4名、廿日市市への出向者が2名である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「阿多田かき殻一時堆積場は、市で整備されたものだが、その経緯を伺う」との質疑に対しまして、「阿多田の施設は、設置後30年以上経過し、老朽化が進んでいたため、国の交付金を活用し、地元漁協にも一部負担してもらい、整備したものである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第32号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、本件では、「教育費のつり天井改修にかかわる事業費で、中学校は設計業務委託料と工事請負費が計上されているが、小学校は設計業務委託料のみで工事請負費の計上がない。工事を行うのは中学校だけなのか伺う」との質疑に対しまして、「中学校については、今回計上した補正予算を繰り越し、対策工事まで行う予定だが、小学校については、対象施設である小方小学校の小ホールは、空調機等の設備類の再設置など、工法を検討する必要があるため、今回の補正予算では設計業務委託料のみ計上しており、令和3年度に工事を予定している」との答弁がございました。

次に、「民生費のプレミアム付商品券事業の繰り越しは、本年度使用分の支払いに充てるものか。また、今月末で使用期限を迎えるが、予定交付枚数に対して、どの程度の申し

込みがあったか伺う」との質疑に対しまして、「令和2年4月以降に、換金事務が発生するため、繰越明許費として補正予算を計上している。また、交付の予定枚数は特に設定していないが、低所得者への交付割合は、対象者全体の37%程度である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました議案10件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本10件を一括採決いたします。

本10件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本10件は原案のとおり可決されました

~~~~~○~~~~~

#### 日程第23～日程第35〔一括上程〕

議案第17号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

議案第21号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第22号 大竹市漁港管理条例の一部改正について

議案第23号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について

議案第25号 大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

議案第26号 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第28号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第29号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第31号 市道路線の廃止及び認定について

議案第33号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第34号 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第23、議案第17号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてから日程第35、議案第35号令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）に至る13件を、一括議題といたします。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和2年3月3日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名  | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第17号 | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                        | 原案可決  |
| 議案第21号 | 大竹市手数料条例の一部改正について                           | 原案可決  |
| 議案第22号 | 大竹市漁港管理条例の一部改正について                          | 原案可決  |
| 議案第23号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                        | 原案可決  |
| 議案第24号 | 大竹市公園条例の一部改正について                            | 原案可決  |
| 議案第25号 | 大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について    | 原案可決  |
| 議案第26号 | 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第28号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について                   | 原案可決  |
| 議案第29号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について                       | 原案可決  |
| 議案第31号 | 市道路線の廃止及び認定について                             | 原案可決  |



|        |                             |      |
|--------|-----------------------------|------|
| 議案第33号 | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第34号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）   | 原案可決 |
| 議案第35号 | 令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）  | 原案可決 |

令和2年3月3日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、3月3日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案13件につきまして、同日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果を、審査の順に、御報告申し上げます。

まず、議案第26号大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「岩国大竹道路建設に伴う工事の設計変更による増額とのことだが、工事の概要と、変更の理由等について伺う」との質疑に対しまして、「岩国大竹道路建設に伴い、既存の市道内に埋設されている上水道・工業用水道管が支障となるため、これを移設する必要がある。旧小方小学校の前から小方1丁目19番地内のあたりにかけて、国土交通省が新たに市道を整備することになっており、この市道に、既存の市道内の上水道・工業用水道管を移設するもので、昨年12月に契約締結し、本年8月末までを工事期間に設定している。変更の理由については、発注後の試掘調査の結果、管の埋設箇所の岩盤がかたいことが判明したことと、既設の工業用水道管を断水することなく施工するため、特殊な分岐工法を用いる計画をしているが、施工予定箇所の支障埋設物の試掘調査の結果を踏まえ、精査したところ、材料等の変更が必要な見込みとなり、設計変更で工事費が増額となるためである」との答弁がございました。

他にも質疑ございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、「大竹小学校の体育館内に支所を移設するということだが、防犯対策をどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「駐車場から体育館までの間に、関係者以外立入禁止の看板を設置することを考えている。また、体育館の入り口付近に受付を設け、窓越しに人の出入りが確認できるようにしたい」との答弁がございました。

次に、「支所の職員体制について、移動の前後で変更があるのか伺う」との質疑に対しまして、「来年度のことなので確定ではないが、移動の前後で人数の変更はせず、同じ体制とするように考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、「本市の住民票の写し等の発行手数料は200円であるが、300円の市町もある。手数料が違うことがある理由を伺う。また、除票の場合は取り扱いが異なるのか伺う」との質疑に対しまして、「住民票の写し等の手数料は、戸籍とは異なり、国での基準がないため、市町において設定しており、本市は200円としている。また、除票の場合も住民票と同じ扱いである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「防犯上の観点から、夜間時の受付対応の人数をふやすことはできないか。また、不審者や泥酔者等への対応について、防犯マニュアル等を作成しているのか伺う」との質疑に対しまして、「一部の指定管理者から、夜間の防犯上の不安について相談を受けたことはある。受付の人数増等の対応については、指定管理料の中で運用をされたい旨を回答している。また、防犯マニュアル等は特に作成はしていないが、施設の設置管理条例の中で、公序良俗を乱す場合は利用を中止することができる旨を規定しており、これに沿った対応をお願いしている」との答弁がございました。

他にも質疑ございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

続きまして、議案第22号大竹市漁港管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「本改正案では、漁港管理施設等に係る占用許可の有効期間を最長10年に変更しようとしているが、申請者の手続の面などを考慮すると、長過ぎると思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「国において、占用許可の有効期間を最長3年から10年に変更していく方向性が示されており、これに合わせた改正をし、運用していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、本件では、「市道に認定しようとする路線には、過去の宅地開発でできたものが複数あるが、他にも

認定すべき路線の漏れはないか伺う」との質疑に対しまして、「数年前までさかのぼっているが、まだ、幾つか認定に上がっていないものがあると考えている。今後調査を進め、使用頻度等も考慮し、要件を満たし、可能なものから順次、認定していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市公園条例の一部改正についてでございますが、本件では、「デイキャンプ場を利用できる時間帯は、どのように設定されているのか、また、1区画1,600円という料金設定は高く感じるが、根拠について伺う」との質疑に対しまして、「利用時間は9時30分から17時までと考えている。料金については、本市の公の施設の使用料のあり方についてに基づき、周辺の同種施設の利用料も参考にして、設定したものであり、妥当な額と考えている」との答弁がございました。

次に、「大型遊具等の利用者など、他の公園施設利用者も、デイキャンプ場の炊事棟を使用できるのか。また、ごみの受け入れについて行うのか伺う」との質疑に対しまして、「炊事棟は、デイキャンプ場の利用許可を得た人しか使えない運用を考えている。また、ごみは全て持ち帰りをしていただくようにするが、炭については捨て場を設ける予定である」との答弁がございました。

次に、「キッチンカーを募集し、利用を許可することで収入を得てはどうかと思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「キッチンカーについては、試験的に募集を行い、ニーズ等を把握するなどして、検討をしていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「現在まで、家賃の徴収が不能になった場合に、連帯保証人に請求したことはあったのか。また、収納率の現状について伺う」との質疑に対しまして、「連帯保証人に家賃を請求した事例は、現在まで、年間に数件あった。また、収納率は99.7%である」との答弁がございました。

次に、「身寄りのない入居者が亡くなった場合、緊急連絡先とした方に、後片づけ等の依頼をすることになるのか伺う」との質疑に対しまして、「まずは親族に連絡して、対応を依頼するのが原則であるが、状況によっては、緊急連絡先の方を介して親族に連絡をしてもらうなどの相談をすることは考えられる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市国民健康保険条例の一部改正について及び議案第33号令

和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、両件とも質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

続きまして、議案第34号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、「認知症初期集中支援推進等に要する経費に係る債務負担行為額の増額ということだが、その理由と、当該施策において認知症地域支援推進員の人数は増加するのか伺う」との質疑に対しまして、「当該経費は、認知症初期集中支援チームと、認知症地域支援推進員に充てられるものである。昨年6月の認知症施策推進大綱の閣議決定により、今後、より施策を推進していくこととなり、認知症地域支援推進員についての国の基準が変更されたことに伴い、増額するものである。

認知症地域支援推進員については、本市では現在、実働されているのは1名であるが、今後、研修を受けてもらい資格を持った方や、実働の人数をふやして、施策を推進していきたい」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました、議案13件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本13件を一括採決いたします。

本13件に関する委員長の報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本13件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 令和元年陳情第1号 大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情

○議長（細川雅子） 日程第36、令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名                                                 | 審査の結果 | 付託年月日    |
|---------------|-----------------------------------------------------|-------|----------|
| 令和元年<br>陳情第1号 | 大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光<br>(ソーラーパネル) 発電所建設計画反対<br>に関する陳情 | 不 採 択 | 元. 9. 27 |

令和2年3月4日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

[総務文教委員長 西村一啓議員 登壇]

○総務文教委員長(西村一啓) それでは、昨年9月27日の本会議におきまして総務文教委員会に御付託をいただきました、陳情1件につきましては、3月4日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光(ソーラーパネル)発電所建設計画反対に関する陳情でございます。

本件は、谷和自治会長、二井博文氏ほか24名から提出された陳情で、陳情項目として、発電建設用地(谷和地区)は生活用水として、広範囲に給水される弥栄ダムの水源であることなど、陳情文書表の11項目によって太陽光発電所建設をするべきでない決議することを求め、陳情をされたものでございます。

まず、令和元年11月20日の政策研究会におきまして、本件に関する林地開発許可制度の概要、谷和地区における太陽光発電施設建設に伴う林地開発許可申請の概要、林地開発許可申請に関する意見に対する回答の3点について、資料の説明を執行部から伺いました。

続いて、令和元年12月5日の委員会での初めての審査におきまして、本件に関する、その後の進捗等について執行部に伺ったところ、「広島県から林地開発申請に関する意見について2回目の照会があり、大竹市として意見を回答した。広島県の森林審議会では本件について審議をしており、継続審査となっている」というものでした。

委員から、「大竹市の指導等、今後、現地の住民や開発業者に意見を聞く場が必要であるため、継続審査とするべき」旨の、閉会中の継続審査の意見が出され、継続審査とするべきものと決しております。

続いて、令和2年1月28日には、先進地事例調査研究として、大阪府枚方市の太陽光発電の取り組みについて、現地を視察するとともに、担当者から経緯や課題など聴取しました。

続いて、令和2年2月6日の協議会におきまして、本件に対する今後の審査の方法につ

いて協議を行いました。

続いて、令和2年2月10日の2回目の委員会での審査におきまして、前回の協議会の内容を踏まえ、今後さらなる調査を行い審査を深めることを決定し、協議の結果、太陽光発電所建設予定地を視察し、谷和地区で住民と意見交換、事業者から説明を聞くことを決しました。

続いて、令和2年2月21日の協議会におきまして、本件に対する「林地開発許可申請に関する意見に対する回答（第2回）について」の説明を執行部から伺いました。

続いて、令和2年2月26日に太陽光発電所建設計画の現地を視察し、谷和地区で住民と意見交換等を実施するとともに、事業者から説明を受けました。

そして、委員会での3回目となる今回の審査におきまして、前回での審査を踏まえ、新たな情報提供等を、執行部に確認したところ、「広島県西部農林水産事務所より林地開発許可申請についての通知があり、令和2年2月28日付で林地開発許可申請については、条件つきで許可が出た」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「陳情文書表の11項目の中の1つであるオオサンショウウオの生息の結論が出ていないのに許可が出るのか。また、オオサンショウウオの生息が認められるまで工事の着手はできないのか伺う」との質疑に対しまして、「許可書の許可の条件にある12番目の、『他の法令等の規定に基づき許可などを必要とする場合は、その許可などを受けること。』に含まれると考える。また、文化財保護法上の手続である、現状変更許可申請が開発事業者から市に提出され、既に県に進達し、近いうちに県から文化庁に進達されると聞いている。基本的には、現状変更の許可が出なければ工事はできないと考える」との答弁がございました。

また、「開発行為が着工した場合の監視などはどうするのか伺う」との質疑に対しまして、「民地であるため、許可権者である広島県は立入調査ができるが、大竹市が勝手に立ち入ることはできない。広島県が立ち入るときに大竹市も同行して立ち入ることをお願いすることはできると考える」との答弁がございました。

また、「開発行為が終了した後に、災害等で水質に影響が出た場合の大竹市としての対応について伺う」との質疑に対しまして、「林地開発許可申請に関する意見に対する回答（第2回）の中で、造成中及び完了後も定期的に点検・検査の結果を大竹市に報告するとあるため、誠実に対応していただくと考える。仮に問題があれば状況を確認しながら、大竹市としてどんな対応ができるか検討をする」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、委員に、取り扱い等について、意見を求めたところ、「採決すべき」との発言がありました。

意見を終結し、討論に入ったところ不採択の立場で3名、採択の立場で3名の委員から討論がございました。

まず、不採択の立場では、「地元住民の意見はよくわかるが、広島県が森林法に基づいて2月28日付で許可を出しており、やむを得ず不採択とするべきである」などの討論がございました。

次に、採択の立場では、「地元住民の意見を大切にすべきであり、弥栄ダムの水は大竹市のみならず、他市町にも配水されている。水の安全について少しでも疑いがあるため採択すべきである」などの討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました陳情1件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

日域議員。

○14番（日域 究） 1つだけ。お答えいただけないかもしれませんが。

森林審議会でしたかね、この2月10日の総務文教委員会で、2月中に開かれる予定があるとは聞いておりませんという説明がありましたけど、結局開かれたのかどうか、聞いてみたいと思います。

○議長（細川雅子） 議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

ただいまの日域議員の質疑は、発言の通告ございました。ぜひ通告のほうの御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時47分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） それでは、休憩前に続いて議事を再開いたします。

日域議員の質疑に対する総務文教委員長の答弁からお願いいたします。

西村議員。

○総務文教委員長（西村一啓） 2月10日の総務文教委員会では、事前に担当課から確認をした上で、2月中には森林審議会が開催されるといった情報は得ていないという旨をお聞きしまして、発言をいたしました。

以上で、それ以上でもそれ以下でもございません。

○議長（細川雅子） 他に質疑はございませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 先ほどの委員長報告に関しまして、私が感じていることを含めてお伺いしたいと思います。私、この大竹市議会に出てから十数年経過いたしました。陳情についてはいろいろな審査がされてきたわけですが、今回のようにですね、現地に直接伺ってしかも地域の住民の皆さんと膝を交えて議論をしたという陳情審査は初めてでありました。また、そういった意味においては現地でリアルに、住民の御意見なんかを伺わせていただいたり、また、委員としての考え方をお話ししたりというようなことで、非常に意義のある陳情審査であったと私は思います。

そういった意味において、画期的な総務文教委員会での審査がされたということで、こ

こを掘り下げてですね、委員長報告にあるべきだと思っています。わりかしその部分が多かったということについて疑問を持ったので質疑をさせていただいております。現地では特にですね、住民の皆さんが本当に自分たちの率直な気持ちを訴えられ、それに委員もしっかりと応えてきたということが今回の陳情審査の中で一番の大切なことだったような気がします。そういったことで委員長報告にそのことが余りにも淡々と述べられていたということについて、委員長としての取り組みがどうだったのかという疑問を持ったものがありますから、お伺いしております。その辺のいきさつについて、委員長ひとつよろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 2月26日に谷和地区にお伺いして住民と意見交換等を実施するとともに、事業者から説明を受けましたと委員長からの報告がございました。委員長報告がこれだけに終わった理由について伺いたいという質問でございましたかね。それでよろしかったでしょうか。

総務文教委員長。西村議員。

○総務文教委員長（西村一啓） 2月26日に地元に向って、住民の方の声をいろいろ聞きました。また、事業者からも太陽光発電所建設予定地に入って説明を受けました。その詳細について全てといたしますと、委員長報告長くなりますので、先ほど議長が申しましたような形で報告させていただきました。それ以前にですね、正副委員長で地域の方が3度来られまして、この庁舎内でも協議をしました。それは、同席しました副委員長も御存じと思うんですが、それらを踏まえてですね、委員会としては、住民の声を最大限取り上げるという意味で出向きましたが、2月28日に突如、県のほうが認可をし、3月2日付けの通知が市に送られてきたのを受けましてですね、急遽私どもが知ったのは3日の朝ですか、そういう文書をまだ見てない、見た中で副委員長とも協議をして4日に上げたというところでございます。

確かに住民の声は大事で、我々も何回か出向いて行って、本来地元の声を十分聞く必要があったんですが、1月、2月といろいろな面で時間的なことや、また各委員の調整がとれないという理由で2月26日になったことは十分承知をしておりますし、また住民の方にはそういう機会を多く与えるというチャンスが逃れたことは非常に私自身も残念に思っております。

そういう意味で、2月26日にはそういう思いで出向いてきましたが、2月28日にそういう結果が出たということで報告のあったように不採択という。これも陳情の要項を私なりに調査をした結果、陳情の審査中にですね、本件のように許認可が出たことにより、実現不可能となった場合は不採択とするという見解が示されておりましたので、あくまでもそれに従ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（細川雅子） よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。



これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けていますので、発言を許可いたします。

小中議員。

○4番(小中真樹雄) 私は、当陳情の不採択に反対する立場から討論させていただきたいと思っております。

先ほども委員長がおっしゃいましたが、審査中に許可とかが出たらもう不採択にするということですが、まず、私は大竹市及び周辺市町村の大切な水がめであり、命の水ともいふべき弥栄ダムの水質に悪影響を与えるおそれがある太陽光発電設置には反対でございます。

それで、県の森林審議会があくまでも開発行爲としてある程度の一定の要件がそろっているということで許可されたのだろーと思っておりますが、じゃ、例えば住民の水質、悪化への不安とかそういうバックグラウンドにまで思いをいたして審議をしたのかどうか、それは私はよくわからないんですけども、要するにもう県の許可が出た段階で実効性は失われておりますが、私は逆転の発想として、実効性は失われていようともはっきり言わせていただければ、彼らの想像力を欠いた無責任な決定に抗議の意思を示す上からも採択の必要があると考えます。

○議長(細川雅子) 他に討論はございませんか。

小田上議員。

○6番(小田上尚典) 委員長報告にありました不採択に賛成の立場で討論いたします。

先ほどですね、実効性がなくなっても意思を示してしたほうがいいんじゃないかとありましたが、基本的に大竹市議会ですね、会議規則第145条ですか、請願と同じように扱っております。請願と同じように扱うときに実効力あるかどうか、これすごく大切だと思います。請願を採択した、採択したからにはこれが実行されているかどうかをしっかりと、議会としても監視していくというか、見ていく必要があると。ただ実効性がないものに関しては不採択にしないとですね、住民の方に変な期待を持たせてしまうということもあると思っております。全国町村議会議長会が編集している議員必携にあるんですけど、町村の権限外である外交問題に関する意見書を提出されるという請願を採択することは一般的に好ましくない、権限を越える場合はですね、採択すべきじゃないっていうところはいろんなものにかかれていたりするんで、そこも踏まえてですね、もう権限の及ばないところになってしまっていますので、不採択でいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長(細川雅子) 他に討論はございませんか。

山崎議員。

○13番(山崎年一) 私は、ただいま議題となっております大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光発電所建設計画反対に関する陳情につきましては、採択すべきという立場で討論をいたします。

本件は、谷和自治会長ほか24名の方々が谷和地区の自然環境と特別天然記念物オオサン

ショウウオを守り、広島県民や山口県民の飲料水としての弥栄ダムの安全な水を守るために陳情を出されたものであります。太陽光発電計画地は、全体計画面積が約59.7ヘクタールで東京ドームの約12.7個分に匹敵する膨大な面積の山林を剥ぎ取り、造成し、太陽光パネル8万枚を敷き詰めようとするものです。現地は弥栄ダムの上流に位置し、太陽光発電建設予定地から流れ出る水は全て私たちが飲料水としている弥栄ダム湖に流入します。弥栄ダム湖の水は、大竹市民はもとより、広島県西部住民、廿日市市民や広島市民、山口県東部に居住する岩国市民、柳井市民、周防大島町民まで、数十万人の地域住民が飲料水としています。弥栄ダム湖の水が一旦汚染されると取り返しのつかない事態となります。

陳情の要旨では、大規模に森林を伐採し、森林を剥ぎ取ることは山林の有する保水機能を弱体化させ、土石流を誘発し、地域住民はもとより、大竹市や近隣地区に甚大な被害をもたらす危険が考えられます。とされています。現地の山林は真砂土で広大な土地の自然環境を破壊、改造し、景観を破壊することは第二次災害の危険もあります。台風などによる強風でパネルがまくれ上がったり、火災が起きたり、パネルが雪崩のようにずれた被災地を私たちは見てまいりました。一旦事故や火災が起きれば、弥栄ダム湖の水質が汚染される懸念が高いのであります。太陽光パネルやパワーコンディショナーなどには、その種類によって人体に有害なセレンや鉛、カドミウムなどが含まれています。事故や災害、老朽化などで一旦有害物質が流れ出ると取り返しがつかなくなります。

私たちには未来の子供たちに安心な水源を残す責務があります。環境省や自然エネルギー庁は、太陽光発電施設開発による泥水の発生や、水質汚染、雑草の処理や発電効果を上げるために器具の洗浄、老朽化した器具の放置、固定価格買取制度終了後の施設の回収や廃棄などが適切に行わなければパネルの破損部分から鉛やセレン、カドミウムなどの有害物質が流出し、土壤汚染の危険性があると指摘をしております。

現在、環境省は、発電終了後の太陽光発電パネルの処理に懸念を持っています。適切な処理が行われない可能性が高いと言われております。太陽光発電は、事業開始が同じ時期のため、太陽光パネルの需要も同一の時期となることから、大量に廃棄物として一度出てきます。その廃棄物を処理する能力が現在の日本の産業の中では十分でないと言われ、指摘をされております。パネルが放置される危険があるわけであり、懸念を持っています。

太陽光発電事業は、事業への参入障壁がたやすいため、誰もが参加できます。そのため、企業モラルの低い事業者やたびたび事業者が変わるなど、事業開始までに3者も4者も変わることがよく見られます。次から次へと変わること、事業者の責務の所在がわからなくなります。事業が終了したパネルを廃棄処理して、有価物だと主張することで、そのまま放置され、廃棄すると手も足も出ません。廃棄物でないと主張すれば放置できるのです。

私たちの水がめの上流でこのようなことが行われれば水質が汚染される危険があります。今回の谷和地区の住民の皆さんの陳情においては、令和元年12月17日の本会議における議員の発言をめぐり、西村総務文教委員長は発言が間違っておるから削除してほしいという申し立てをされました。しかし、そのことが間違いであったということは、谷和地区の住民との総務文教委員会での取り組みで明らかにされました。現地では、住民の皆さんが参加した住民の皆さんに同意を得た上で、議長、両委員長がおいでになって、要望にしてほ

しいと言われたと、こう証言をしたのであります。そのときに、西村総務文教委員長も寺岡副議長も出席をしておられて、大方10名にも及ぶ議員がおりました。しかし、そのことへの反論は一切なく、住民がその会議の中で証言されたことがそのままスルーされて現在も生きておるんである。

そのような中での今回の陳情不採択、まことにもってこの議会はどうなつとるんだ。私は非常に残念に思います。議会が住民の意思をしっかりと取り組んで、本当に何が正しいのか、議会としてどうあるべきかと真剣に立ち返るべきではないかと考えております。

広島県は造成工事を許可しましたが、工事にかかるには地元住民の理解と協力が絶対に必要であります。工事用道路などをどのように確保するのでしょうか。地元住民が許可しない造成工事などできるわけがないのであります。

私たち大竹市議会議員、住民の代表として議会に選出されています。谷和地区の住民の皆さん、自分たちが生まれ育ったふるさとを守りたい、安心して安全な水を皆さんに飲んでいただきたい、素朴な気持ちで陳情をされております。恵まれた自然と豊かな環境を守り、安心して安全な飲料水を守るという強い意思を持たれ、本議会に陳情され、何度も遠いところから足を運ばれてきました。地域住民の声を真摯に聞き取り、住民の意思を反映する議会であるべきとの立場で、陳情を採択すべきものと討論いたします。

終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

網谷議員。

○11番（網谷芳孝） 私は委員長報告のとおり、令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情に対し、不採択の立場で討論させていただきます。

このたびの陳情でございますが、私自身、総務文教委員会の一員としましては、国際問題としましては大変矛盾しているような気がしまして、大変難しい判断を要する中での案件でありました。そうした状況の中、2月26日の谷和地区訪問の際、陳情者の意見交換、そしてその後の開発事業者との意見を聞いたわけでありましたが、その時点での私の判断はまだ結論を出す段階ではないと思ひ、今回の定例会では継続審査が妥当だと思っております。

しかしながら、その2日後の2月28日には、大規模発電所建設計画の開発工事に関する許認可権者であります広島県から許可の決定が下されました。そうした情報が入りましたことにより、その時点でこれ以上の陳情に対する議論が必要かどうか、大変私自身悩んだわけでございます。大きな苦渋の選択ではございますが、令和元年陳情第1号の採決に対しまして、私の中では大変厳しい判断ではありましたが、不採択の判断をさせていただきました。

以上で、不採択の討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

日域議員。

○14番（日域 究） 私は、陳情を採択すべきという立場で討論させていただきます。

正直言いまして、今回の件はですね、非常に勉強させていただきました。今回広島県がですよ、許可を出した。それからさっき私、委員長に質問しましたけど、2月10日の段階で、森林審議会が開かれる予定は聞いていないって言われました。それから、聞いてません。私、調べてないんでどっちかわかりませんが、森林審議会を開くんであればですよ、何日か前に連絡をして、一旦期間を置いてやるじゃないですか、だから多分やってないんだと思いますけども、この森林法ですね、第10条の2第6項に、都道府県知事は第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。これだけなんですよ。だから、例えば大竹市が意見を述べなかつたらどうするのかっていうのは思いますけども、意見を聴けばいいんです。反対とか賛成とか、ないんです、極端に言えばね。だからもう何度も聞いてるわけですから、だから今回の許可の中にも、大竹市に対して広島県から来た通知文には、大竹市が要望したことは業者に伝えますからねっていう断りがありましたけど、これは広島県がそれでやった。だから、森林審議会に対してもですよ、森林審議会が了解しなければできないっていう、そんな権限は森林審議会に与えてなくてですね、一応学識のある方たちに意見をもらおうという、そういうものだと思いますね。

その前にですね、今回、水のことを、テーマになってますけども、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること、という、著しい支障を及ぼすおそれがあるって判断するだけの証拠がなければですね、広島県知事はですよ、ノーって言えない仕組みになっているわけですよ。

だから、もう少し、重みがあるのかと思いましたが、これは私の誤解でした。それは申請する側と、許可する側と、地元の方と、それぞれあるんですけども、ただですよ、じゃ、建築確認がおりたからといってですよ、その建物がこの町にとってふさわしくなかつたら反対運動するじゃないですか。現にこういうものに対してですよ、議会も市挙げて反対するケースもあるように聞きますし、さっきのね、賛成討論、私の言ってるのが賛成討論なのか反対討論かわかりませんが、これを不採択にすべきという意見の中にあつた、これ、決定的な間違いが1個あります。市議会議長会が大竹市議会を規制していることはないですよ。大竹市議会は法律のね、支配を受けますけども、市議会議長会なんて単なる団体ですから、相談するときにはね、一生懸命答えてくれて頼りになるところありますよ。でも、彼らが決めたことが大竹市議会をね、支配するということが全くありませんから、そういう誤解をするような議会であつてほしくないと思います。

それで、今回ですね、広島県は認めた、残念ながら。でも広島県がつくらなければいけないと言ったわけじゃないんですよ。広島県はつくっていいですよって言っただけだから。許可したからといってですね、まだまだ先は残ってます。この議会でもやり合うのも1つの方法ですけども、議会の外にもいろんな手はあります。今回のことはね、例えば広島県ですよ、水道の広域化っていつてですよ、あの水をどうする、こうするって片方じゃ言ってるわけですよ。同じ湯崎県知事がトップに座っている組織がですよ、あの水一緒にしよって言いながらですよ、その上で変なことつくるのは許可する。でも、これは多分

ルール上やむを得ないことだったんだと思います。だから本当はこれから、どこまで頑張れるかっていうのが、我々の力量が問われる場面だと思いますけども、少なくともね、この陳情を受けるぐらいの度量がなくてですね、何が議会だって。できないことってというのはね、もう奇想天外なことですよ。奇想天外なことをね、受けたんじゃそりゃ、できないじゃないですか。でも今回つくるかつくらないか2つに1つ。両方とも十分に可能性があるわけですから。つくるべきじゃないと思ったら採択する。それが市議会の大事な役割だと思います。だから採択すべきだと思います。

終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） 私は令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光発電所建設計画反対に関する陳情は不採択の立場で討論を行います。

2月26日に谷和地区の住民の皆さんと、谷和地区集会所で意見交換をいたしました。谷和地区住民の皆さんはやはり発電計画が実行された場合、自然破壊や環境破壊、災害を心配されていることは理解をいたしました。嵐谷の太陽光発電現場の土砂災害の事例も大きく影響しているように思いました。その後、開発業者とも会い、災害防止などの計画等の説明をもらいました。

まず初めに感じたことは、住民の皆さんと開発業者との意思疎通がうまく行われておらず、話の内容もかなり乖離している状態と感じました。私たち議員は住民の代表でもあり、代表者であるとは思っております。住民の方々のこのたびの発電計画の不安は理解しているつもりですが、しかし先ほど申したように、余りにも住民、開発業者との間で話し合いがなされておらず、陳情に対する判断に悩んでおりました。

そのような中、2月28日に広島県が林地開発の許可をしたと。林地開発許可の基準として、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全と4項目の基準を満たす場合は許可をされます。今回の許可には、そのほかに、14項目の条件がつけられておまして、その条件に従って開発行為を行わなかった場合は、その許可を取り消すことがあると記載されてもおります。そのようなことから、この県の林地開発許可基準にのっとって、事業者も許可どおり事業の実施を行い、誠実に発電事業を履行してくれるものと思います。

谷和地区の皆さんの当初の思いに大竹市議会として沿えなかったことは遺憾ですが、谷和地区の皆さんにはこの太陽光発電事業をチャンスとして、地元の活性化に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

山本議員。

○16番（山本孝三） 私は、谷和地区の皆さんから出された陳情についてはですね、採択をして、主権者である住民、市民の皆さんの声を生かしていく大竹市議会の役割を果たすべきだと思います。

また、入山市長も機会あるごとに行政の最大の仕事は、どこに住んでいようが市民の皆

さんの生命、財産を守ることが基本だと。市政の運営に当たっても市民の皆さんの経験なり知恵や工夫を発揮してもらいながら、市民参加の市政の運営に努めると。こういう姿勢をあらゆる機会に市民に表明をされております。

そこで、私は今の政府のエネルギー政策について一言触れておきたいんですが、1955年に原子力基本法が国会で成立しました。原子力の平和利用の名のもとに原子力発電所を建設をしていく計画が全国に展開をされました。1966年には、東海発電所が営業運転を開始したのを皮切りに、1970年代には、21基建設をされました。1980年代には16基、1990年代には15基、このように世界の原子力に頼らないエネルギーへの転換の流れに逆行して、日本政府は原子力発電に頼るこの事業を優先順位としては第1位に掲げて今日に至っております。

加えて、CO<sub>2</sub>の最大の発生源と言われる石炭火力による発電所も技術や人的な支援を含めて、あちこちの国にセールスまでして、石炭火力発電の普及を目指して、国内でも石炭火力発電に依存をしたエネルギー政策を取り続けている現状です。

こうした状況のもとで、ドイツでは2022年までに、原子力発電をゼロにするという目標を掲げて取り組んでいる先進例に見られますように、世界各国が原子力発電事業に依存をしないエネルギー開発をやろうということで太陽光発電とか風力発電とか、こういった分野への政策転換を大胆に行って成果を上げているのが現状です。

日本でも日本政府の世界の流れに逆行する政策のもとでも、市民や自治体の協働の力で多くの自然エネルギー再生事業に取り組んでおります。これは、環境省みずからが年度ごとにエネルギー計画を立てたり、30年先、40年先の必要量とされるエネルギーの需要、需給計画を定めておりますけれども、この計画の中でも先ほど申し上げたように、原子力依存、石炭火力依存の政策は変わっておりません。しかし、大阪府泉大津市、ここでは、市がみずから市の土地を提供して、市民とともに太陽光発電システムを建設して、その利益は地域経済、市の必要とするエネルギーへの還元をしているという先進例も生まれております。この先進例も滋賀県湖南市では、湖南市地域自然エネルギー基本条例まで制定をして、自然エネルギーには地域固有の資源であるとの認識のもとで地域経済、その活性化につながる取り組みを推進をします。そして、地域が主体となった、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とするという、条例を制定をしました。この条例の理念、目的に倣って、今、全国では20以上の自治体が大阪府の泉大津市や滋賀県の湖南市などの先進例に倣って国の方針とは異なった新たなエネルギー開発分野に大きな一歩を踏み出しているのが現状なんです。先ほどどなたか不採択の理由として、県が承認したものを今さら議会がそれに抗する格好で地元の皆さんの声を採択として議会の意思表示をしても実効性がなからだめだというふうなことをおっしゃいました。

今、申し上げた先進例に学べば、むしろこの議会こそがこうした経験に学んで、国の政策にあえて対抗意識を持つ必要はないけれども、主権者たる地域住民の皆さんの声、環境破壊や広範な地域の人が毎日命の水として利用されている水源が脅かされる、こういったことをなぜ無視してまで県が決めたことだからしょうがないとみずからの行動を、みずから足どめするようなことをお考えになるのか。むしろ、国や県がそうであっても、主権者

たる地域住民の皆さんの声をどうしたら生かせるか、議会がそのためにどういう役割を果たすべきかとお考えにならないか。私はそのことを今、皆さんとともに執行を統率される入山市長を初め、担当の職員の皆さん、大竹市議会を上げて、改めて考えるべきではないかと思えます。

それで、これは一昨年(2017)の6月の国会での審議の中で、経産省の中に省エネルギー・新エネルギー分科会というのがあるんですね。その部長を務めておられる人がこうおっしゃっているんです。今、全国各地で大規模な太陽光発電にかかわってのトラブルが発生をしておると。国としてはこうした自然エネルギーの再生事業について、何よりも地元住民の理解を得なければならぬと。そのために住民の皆さんとの自然環境の調和がとれる協力を得られるような事業にすべきだということをおっしゃっている。国の上位下位との関係でいえば、広島県は経産省の下位の機関でしょう。エネルギー部長が国会でこういう説明、答弁をなささっても、広島県の森林保全課、広島県知事はこうした政府機関の担当部長の意に反して谷和地区の大規模開発を容認したんでしょう。国が決めたからしょうがないとか、県が決めたんじゃけ実効性がないとか言うんなら、広島県が谷和地区の大規模発電事業について容認したんなら、国のこうした考えや取り組みを求めていることについて県は従わんのだから、従わない県に何で議会が従わないけんの。そういうことになるでしょ。

だから、殊さらに関係機関の役割についてこの場で対立する必要はないけれども、我々の基本的な立場は主権者である地元住民の皆さんの願い、その内容たるは広範な大竹市を中心とした住民の皆さんの飲み水に影響を与える危険があると。弥栄ダムに流入する溪流河川の土砂がダムに流れ込んでいる実態も、議会の半数に近い議員の皆さんも現地を見ておるんですから。執行部の担当課も承知をしておられる。それにもかかわらず、広島県が決めたんじゃけどどうしようもないという姿勢ではね、市長がおっしゃるように将来にわたって市民の命の水が脅かされたり、弥栄ダムに流れ込む溪流や河川の氾濫や土砂による災害を防ぐ保証がないのに、谷和地区の大規模な太陽光発電事業をやむなしというふうに見限ることはできないでしょう。今からでも私は遅くはないと思えます。全国先進例に学んで、住民や市民の皆さんの知恵や力をかりながら、将来誰でもが安心・安全な水が飲めるよう、災害のない安心なまちづくりの基本を踏まえた取り組みになるよう、この問題を位置づけて、市長を初め、議員と協力しての取り組みをむしろ今から始めるべき。

それで、3番目の問題で、特別天然記念物のオオサンショウウオ。この問題についても、今の県の姿勢では、教育委員会や担当の職員の皆さんのほうで何とかオオサンショウウオを保護して環境維持をしたいと、こう思っておられても、先ほど来、陳情採択の立場の議員がおっしゃるようなことで、ああ、やむを得んというふうには、後ずさりをするのではなくて、むしろ特別天然記念物が保護育成できるような自然環境、水質の維持を県としても国としても責任を持って取り組むべきだと。こういう明確なね、意思表示をしてもらいたいと思うんですよ。今、日本の憲法にうたう国民主権というこの理念はそれを生かすか生かさなないかは、直接市民や住民の皆さんと接点を持っておる市長を初め、職員の皆さんであり議会なんですから、教育委員会もそうなんです。その主権者がいないがしろにされるようなね、政治をまあまあ主義でしようがないという自己責任をね、曖昧にするような後ず

さりをしたんじゃないのよね。そこのところ、私はこのことを機会にお互いによく考えて、むしろこの谷和地区における太陽光発電の問題を大きな機会として互いに考えを整理をしながら主権者の皆さんの姿勢や力、そして多くの皆さんの懸念される飲料水汚染の問題、災害防止にかかわっての土砂流出による河川の氾濫による被害、防災対策、そして自然環境が破壊されないオオサンショウウオなどが保護・育成できる水質のいい環境を守っていこうという、そういったことでむしろ力を合わせるべきだと思います。

このことを申し上げて、私は谷和地区の皆さんから出された11項目にわたる陳情については採択して、今から陳情内容の有効を在らしめる、執行部を議会の取り組みをするべきだということを訴えまして討論にいたします。

○議長（細川雅子） 通告を受けておりました討論は以上でございます。

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたしますが、念のため御説明いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります、ここでは採択すべきかどうかを踏ることになります。採決に当たっては、委員長の不採択の報告にかかわらず、本件を採択すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第37 議案第36号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（細川雅子） 日程第37、議案第36号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長（太田勲男） 議案第36号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は繰越明許費の追加の補正を予定しているところでございます。

内容といたしましては、晴海臨海公園に設置を予定しております防犯カメラの映像記録装置が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、納期におくれが見込まれるため、繰り越し措置をお願いするものでございます。

以上で、議案第36号の補正予算の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。



○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は総務文教委員会に付託いたします。

この際、通知いたします。

次の休憩中、付託案件審査のため、第一委員会室において総務文教委員会を開催いたします。その終了後、正副委員長互選などのため、第一委員会室において予算特別委員会を開催いたします。委員各位にはお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

13時55分 休憩

15時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第1 議案第36号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）**

○議長（細川雅子） 追加日程第1、議案第36号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

**総務文教委員会議案審査報告書**

令和2年3月11日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

**記**

| 議案番号   | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第36号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号） | 原案可決  |

令和2年3月11日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは3月11日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、3月11日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

議案第36号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件では、「公園の利用について関連し、新型コロナウイルス感染症対策として、市内の小中学校が一斉休校になっている。児童・生徒の外出に対する安全対策について伺う」との質疑に対しまして、「児童・生徒の安全については、各学校は、原則自宅待機としているが、公園等に外出する場合は、保護者管理とするようお願いしている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月26日までの15日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月26日までの15日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。3月27日は、午前10時に開会いた

(2. 3. 11)

します。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

15時13分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月11日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 賀屋 幸治

大竹市議会議員 北地 範久